

面会制限を緩和します



令和6年3月25日より、入院患者さんのご面会が可能となります。
ご面会に際しては以下の注意点を守ってください。

- ① ご面会を希望される時は必ず入院時に配布される「面会許可用紙」をご持参ください。
※「面会許可用紙」をお持ちでない場合は、ご面会できません。
- ② 面会時間は**15分**です。
- ③ 病棟に入る前に、必ず総合案内にて受付し、面会カードを受け取ってください。
- ④ 病棟によって面会できる曜日が決まっています。詳細は「面会許可用紙」をご覧ください。
(面会可能な曜日であっても、休診日は受付しておりませんので注意してください)
- ⑤ 以下に当てはまる場合にはご面会をお控えください。
 - **10日以内に新型コロナ患者と接触があった**
 - **面会日に風邪症状などの体調不良がある**
※帰宅後に発熱などの症状がでた場合には、病棟までご連絡ください。
- ⑥ 「面会許可用紙」を万が一紛失した場合には入院病棟までお問い合わせください。

※「面会許可用紙」は患者さんお一人につき1枚の発行です。